

# 謝れ！償え！なくせ！ アスベスト被害



## アスベスト被害は終わっていません

アスベストのばく露による労災認定者は、毎年約1,000人(平成28年度:1,057人)、アスベスト救済法でも毎年約1,000人(平成28年度:1,081人)が給付決定されています。

アスベストによる中皮腫で2000年からの40年間で10万人が死亡するという研究もあります。アスベスト被害は終わってはいません。今後数十年間、被害発生は続くのです。

アスベスト被害は建設業や製造業だけの問題ではありません。学校の教職員や石綿工場周辺住民などにも被害が広がっています。近年大規模災害が続いていますが、アスベスト建材を使っていたビルの倒壊やがれきの処理で、作業員やボランティアとして被災地に赴いた人にも被害が発生しています。アスベスト被害の救済と根絶は国民全体の課題です。

## 国と建材製造企業の責任は明確！ 国は10連敗、直ちに解決に向けて話し合え

### 判決図

全国の建設アスベスト被害者と遺族は、全国12訴訟、原告数約800人で、国と建材製造企業の責任を問う裁判を闘っています。これまでに10度連続して、国は必要なばく露防止等の規制を怠ったとして、原告が勝訴しています。最近の東京・大阪高裁の4度の判決では、製造企業の責任や一人親方等に対する国の責任もそれぞれ3つの判決で認められるなど、国と企業の責任は判決のたびに重くなっています。

原告団・弁護団は全面解決を求めて、国と被告企業に要請していますが、両者とも応じていません。

私たちは国と被告企業が直ちに原告との協議に応ずること、そして、建設アスベスト被害者の全面救済のために「被害者補償基金」の創設を求めています。皆様のご支援をお願いします。



	国	企業
横浜地裁'12/5 (神奈川1陣)	×	×
東京地裁'12/12 (東京1陣)	○×	×
福岡地裁'14/11	○×	×
大阪地裁'16/1	○△	×
京都地裁'16/1	○×	○
札幌地裁'17/2	○×	×
横浜地裁'17/10 (神奈川2陣)	○△	○
東京高裁'17/10 (神奈川1陣)	○△	○
東京高裁'18/3 (東京1陣)	○○	×
大阪高裁'18/8 (京都1陣)	○○	○
大阪高裁'18/9 (大阪1陣)	○○	○

※国の2番目の○△×は一人親方等の原告への責任を示す。△は一部認定を示しています。

## アスベストによって天職を奪われた建築職人と その遺族からのメッセージ

私たちは、建築の仕事に誇りをもって一生懸命働いてきた職人と、その遺族です。

快適で安全な建物を早く、強く、きれいにつくる。直して、壊して、また建てる。完成した建物を上から下までゆくり眺める、充実したひととき。親方でも子方でも、手間請けでも雇用でも、こだわりを持って働く者は、皆、職人です。日本の経済発展を支えてきた自負があります。

できることなら、もう一度、現場に出て働きたい。汗水たらして、ほこりまみれになって、働きたい。私たちは、灼熱の太陽も、身を切るような寒さも、一向に苦になりません。でも、アスベストに冒された今の体では、働けません。無念を残して亡くなった職人も、どれほど大勢いることか。悔しくて、情けなくて、たまりません。

アスベストという毒入り建材をつくって売り続けた建材製造企業と、それにお墨付きを与えてきた国。危険だと分かっていたのに、なぜ教えてくれなかったのか。なぜ禁止しなかったのか。

いつまでも過ちから目を逸らし、被害者に向き合おうとしない加害者に、怒りで声が震えます。

心配なのは、今も建物の中に大量のアスベスト建材が残っていることです。改築や解体の時に、若い職人や近隣住民がアスベストを吸い込むのではないかと。21世紀後半になってもなお、アスベスト被害が続くのではないかと。

こんな苦しみは私たちだけで終わりにしてほしいのに、規制や対策が不十分な現状を、見て見ぬふりはできません。

理不尽な人災を招いた建材製造企業と国の責任を明確にすること、それが全てのアスベスト被害者の救済とノンアスベスト社会の礎を築くことに繋がる。そう信じて、私たちは、困難な裁判に立ち上がりました。

提訴から早や10年。この仕事を一日も早くやり遂げることが、志半ばで逝ってしまった幾多の建築職人と私たちの願いであり、決意です。

全国建設アスベスト訴訟原告団 一同

## 建設アスベスト訴訟の公正判決署名にご協力をお願いします

### 建設作業従事者に アスベスト被害が集中

わが国に輸入された約1000万トンのアスベストの7~8割は、建材に集中的に使用され、これを現場で扱った建設作業従事者に、石綿関連疾患の被害が多発しています。毎年発表される石綿関連疾患による労災認定者数を見ても、建設業が過半数を占めており、今後も2万人を越える被害発生が見込まれています。建設アスベスト被害は、まさにわが国最大のアスベスト被害なのです。

### なぜ、建材製造企業と国の 責任を問うのか

建材製造企業は、危険性を知っていながら各種石綿建材を開発し、発がん性が指摘されるようになった後も、さらにはノンアス製品を開発した後も、大量の石綿建材を製造販売し、最後まで石綿建材による利益を確保し続けました。

また国は、早くから石綿の危険性を知りながら、何らの規制や対策も行わず、むしろ石綿建材使用を耐火構造に指定するなどして石綿建材の使用を促進させました。

こうした建材製造企業と国の責任を明らかにすることで、全面的な被害救済と今後の被害根絶をはかる必要があります。

### 建設アスベスト訴訟の経過

2008年に東京1陣訴訟が提訴されて以来、北海道・東京・神奈川・京都・大阪・九州の6カ所にそれぞれ1陣訴訟・2陣訴訟が提訴されました。原告数は約800名、被害者数は約700名にのぼります。

これまでに、7つの地裁判決、4つの高裁判決が出され、対国は10連勝となりました。さらに、3つの高裁判決で一人親方に対する国の責任が認められ、建材製造企業の責任も5つの判決で認められています。

# 建設アスベスト被害の全面解決を求める要請署名

## 内閣総理大臣 安倍晋三 殿

### 《要請趣旨》

建設アスベスト訴訟において国の責任を認める判決は、2018年9月20日の大阪高裁判決で10回連続となりました。使用者に対し労働者に防じんマスクを使用させることの義務付けの遅れや、石綿建材への警告表示や建設現場における警告掲示の義務付けを怠ったことなど国の責任は明確です。一人親方等に対する国の責任を認める判決の流れも定着しつつあります。

建材メーカーの損害賠償義務を認める判決も5回にわたって出されています。

すでに、国と建材メーカーの責任を認める判決の枠組みは固まりました。

中皮腫や肺がん、石綿肺等のアスベスト関連疾患は、極めて重篤でかつ不可逆的に進行し、多くの原告が解決を見ることなく亡くなっています。2008年の首都圏訴訟の提訴時から10年以上が経過しますが、全国12の訴訟の被害者原告703人のうち、提訴時の死亡者が304人、提訴後の死亡者も198人に及びます。現在生存している原告はわずか28%に過ぎません。国が裁判を長引かせ、原告が次々に亡くなる事態が続いています。

原告は、建設工事を通じ、長年日本社会の屋台骨を支えてきた人たちです。原告の「命あるうちの解決」を望む声は実に切実です。一日も早い全面解決を図ることは、広く国民世論が求めるところです。

国は、最高裁の判断を待つことなく、今こそ、原告以外の被害者も対象とした「建設アスベスト被害者補償基金制度」の創設を含む全面解決を図るべきです。

### 《要請項目》

国は建設アスベスト訴訟の原告に謝罪し、「建設アスベスト被害者補償基金制度」の創設を含む全面解決を図ること

氏名	住所

取り扱い団体

※署名用紙に記入された情報は、個人情報として適切に管理します。

建設アスベスト訴訟全国連絡会

〒169-0074 東京都新宿区北新宿1-8-16  
TEL 03 (5332) 3971

## すべての建設アスベスト被害者を救済する判決を

建設現場は、わが国最大のアスベスト被害の現場です。すでに、1万人を越える被害が発生し、今後も数万人規模の被害発生さえ予測されています。

国と建材企業は、早くから石綿建材の危険性や被害発生を知っていたにもかかわらず、建材企業は、危険性を現場に知らせることもなく長期にわたって石綿建材の製造・販売を続け、国もまた、「適時にかつ適切に」必要な規制を行っていませんでした。

そのため、建設現場では大量の石綿粉じんが飛散し、労働者、一人親方、零細事業主が等しく石綿粉じんばく露し、中皮腫、肺がん、石綿肺等に罹患しました。

建設アスベスト訴訟の提訴後10年間で、全国12訴訟の被災者約700人のうち、現在生存している原告はわずか3割弱に過ぎません。原告らの権利救済は急務です。

原告らはこの間、すべての建設アスベスト被害者が救済される「建設アスベスト被害者補償基金制度」の創設を含む全面解決を求めて活動しています。

憲法の番人であり、人権救済の最後の砦である最高裁判所が、法的正義に基づき、人間存在の基本であるいのちと健康を何よりも尊重する「正義の証」、すべての建設アスベスト被害者が救済され、全面解決に資する公正な判決を出されることを、私たちは心より切望します。

### 最高裁判所 第一小法廷

長官 殿  
裁判官 殿  
裁判官 殿  
裁判官 殿  
裁判官 殿  
裁判官 殿

深山 卓也 殿  
池上 政幸 殿  
小池 裕殿  
木澤 克之殿  
山口 厚殿

## 建設アスベスト訴訟最高裁 公正判決要請署名

氏名	住所

取り扱い団体

※署名用紙に記入された情報は、個人情報として適切に管理します。

建設アスベスト訴訟全国連絡会

〒169-0074 東京都新宿区北新宿1-8-16  
TEL 03 (5332) 3971

(切り取ってください)

(切り取ってください)